

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年11月26日

【発行者名】 UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）

【代表者の役職氏名】 エグゼクティブ・ボード・メンバー ジェフリー・ラヘイ
（Geoffrey Lahaye, Member of the Executive Board）
エグゼクティブ・ボード・メンバー オリビエ・ハンバート
（Olivier Humbert, Member of the Executive Board）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J.F.ケネディ通り33A番
（33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド
（UBS（Lux）Money Market Fund）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

U B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド

- オーストラリア・ドル・サステナブル

クラス P - a c c 受益証券 30億オーストラリア・ドル

（約2,499億円）

U B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド

- スイス・フラン・サステナブル

クラス P - a c c 受益証券 19億スイス・フラン（約2,229億円）

U B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド

- ユーロ・サステナブル

クラス P - a c c 受益証券 18億ユーロ（約2,325億円）

U B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド

- 英ポンド・サステナブル

クラス P - a c c 受益証券 15億英ポンド（約2,227億円）

U B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド

- 米ドル・サステナブル

クラス P - a c c 受益証券 20億米ドル（約2,125億円）

クラス（カナダドル・ヘッジ）P - a c c 受益証券

26億カナダドル（約2,186億円）

をそれぞれ上限とします。

（注1）2021年11月26日付で、U B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドルはU B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・サステナブルに、U B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド - スイス・フランはU B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド - スイス・フラン・サステナブルに、U B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド - ユーロはU B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド - ユーロ・サステナブルに、U B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 英ポンドはU B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 英ポンド・サステナブルに、U B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドルはU B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・サステナブルにそれぞれ名称を変更しました。

（注2）円貨換算は、2021年2月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1オーストラリア・ドル=83.31円、1スイス・フラン=117.34円、1ユーロ=129.15円、1英ポンド=148.48円、1米ドル=106.25円および1カナダドル=84.09円）によります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年4月30日に提出した有価証券届出書（2021年7月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）（以下「原届出書」といいます。）について、2021年11月26日付で、サブ・ファンドの名称が変更され、投資方針に関する事項等が変更され、ファンドの設立地における目論見書が変更されましたので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

（注）_____の部分は訂正箇所を表します。

表紙

< 訂正前 >

（前略）

届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額

UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド -
オーストラリア・ドル

クラスP - a c c 受益証券 30億オーストラリア・ドル
（約2,499億円）

UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - スイス・フラン

クラスP - a c c 受益証券 19億スイス・フラン（約2,229億円）

UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - ユーロ

クラスP - a c c 受益証券 18億ユーロ（約2,325億円）

UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 英ポンド

クラスP - a c c 受益証券 15億英ポンド（約2,227億円）

UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドル

クラスP - a c c 受益証券 20億米ドル（約2,125億円）

クラス（カナダドル・ヘッジ）P - a c c 受益証券

26億カナダドル（約2,186億円）

をそれぞれ上限とします。

（注）円貨換算は、2021年2月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信
売買相場の仲値（1オーストラリア・ドル＝83.31円、1スイス・フラン
＝117.34円、1ユーロ＝129.15円、1英ポンド＝148.48円、1米ドル＝
106.25円および1カナダドル＝84.09円）によります。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額

UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド

- オーストラリア・ドル・サステナブル

クラスP - a c c 受益証券 30億オーストラリア・ドル
(約2,499億円)

UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド

- スイス・フラン・サステナブル

クラスP - a c c 受益証券 19億スイス・フラン(約2,229億円)

UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド

- ユーロ・サステナブル

クラスP - a c c 受益証券 18億ユーロ(約2,325億円)

UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド

- 英ポンド・サステナブル

クラスP - a c c 受益証券 15億英ポンド(約2,227億円)

UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド

- 米ドル・サステナブル

クラスP - a c c 受益証券 20億米ドル(約2,125億円)

クラス(カナダドル・ヘッジ)P - a c c 受益証券

26億カナダドル(約2,186億円)

をそれぞれ上限とします。

(注1) 2021年11月26日付で、UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドルはUBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・サステナブルに、UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド - スイス・フランはUBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド - スイス・フラン・サステナブルに、UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド - ユーロはUBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド - ユーロ・サステナブルに、UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド - 英ポンドはUBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド - 英ポンド・サステナブルに、UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド - 米ドルはUBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・サステナブルにそれぞれ名称を変更しました。

(注2) 円貨換算は、2021年2月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1オーストラリア・ドル=83.31円、1スイス・フラン=117.34円、1ユーロ=129.15円、1英ポンド=148.48円、1米ドル=106.25円および1カナダドル=84.09円)によります。

(後略)

第一部 証券情報

（２）外国投資信託受益証券の形態等

< 訂正前 >

記名式無額面受益証券^{*}。

ファンドは、現在、

UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル

UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - スイス・フラン

UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - ユーロ

UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 英ポンド

UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドル

の５個のサブ・ファンドを有するアンブレラ型ファンドです（以下、各サブ・ファンドを「サブ・ファンド」といいます。）。

なお、本書において届出の対象としているのは、UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル、UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - スイス・フラン、UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - ユーロ、UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 英ポンドおよびUBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドルのクラスP - a c c 受益証券ならびにUBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドルのクラス（カナダドル・ヘッジ）P - a c c 受益証券（以下、各受益証券を個別にまたは総称して「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）です。

（中略）

（注２）名称の一部に「ヘッジ」を含む、サブ・ファンドの会計通貨と異なる参照通貨建てのクラスの受益証券（「外貨建クラス受益証券」）については、サブ・ファンドの会計通貨に対して参照通貨建ての価格が変動するリスクに対し、為替取引を行います。この為替取引は、外貨建クラス受益証券の純資産総額の95%から105%の間とします。ポートフォリオの時価ならびに外貨建クラス受益証券の購入および買戻しの変動により、為替取引が上記の制限を一時的に超える場合があります。管理会社および投資運用会社は、為替取引を上記の制限内に戻すためにあらゆる必要な措置を講じます。上記の為替取引は、サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨建ての投資対象から生じる可能性がある為替リスクに対しては、影響を与えません。

^{*} 受益証券は、記名式受益証券のみが発行されます。これは、ファンドの投資家の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの投資主名簿における各投資家の記載に基づくことを意味します。

< 訂正後 >

記名式無額面受益証券^{*}。

ファンドは、現在、

UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・サステナブル

UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - スイス・フラン・サステナブル

UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - ユーロ・サステナブル

UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 英ポンド・サステナブル

UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・サステナブル

の５個のサブ・ファンドを有するアンブレラ型ファンドです（以下、各サブ・ファンドを「サブ・ファンド」といいます。）。

なお、本書において届出の対象としているのは、UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・サステナブル、UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - スイス・フラン・サステナブル、UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - ユーロ・サステナブル、UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 英ポンド・サステナブルおよびUBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・サステナブルのクラスP - a c c 受益証券ならびにUBS（Lux）マネー・マーケット・

ファンド - 米ドル・サステナブルのクラス（カナダドル・ヘッジ）P - a c c 受益証券（以下、各受益証券を個別にまたは総称して「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）です。

（中略）

（注2）名称の一部に「ヘッジ」を含む、サブ・ファンドの会計通貨と異なる参照通貨建てのクラスの受益証券（「外貨建クラス受益証券」）については、サブ・ファンドの会計通貨に対して参照通貨建ての価格が変動するリスクに対し、為替取引を行います。この為替取引は、外貨建クラス受益証券の純資産総額の95%から105%の間とします。ポートフォリオの時価ならびに外貨建クラス受益証券の購入および買戻しの変動により、為替取引が上記の制限を一時的に超える場合があります。管理会社および投資運用会社は、為替取引を上記の制限内に戻すためにあらゆる必要な措置を講じます。上記の為替取引は、サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨建ての投資対象から生じる可能性がある為替リスクに対しては、影響を与えません。

（注3）2021年11月26日付で、UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドルはUBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・サステナブルに、UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - スイス・フランはUBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - スイス・フラン・サステナブルに、UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - ユーロはUBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - ユーロ・サステナブルに、UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 英ポンドはUBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 英ポンド・サステナブルに、UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドルはUBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・サステナブルにそれぞれ名称を変更しました。以下同じです。

* 受益証券は、記名式受益証券のみが発行されます。これは、ファンドの投資家の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの投資主名簿における各投資家の記載に基づくことを意味します。

（8）申込取扱場所

<訂正前>

UBS証券株式会社（ ）東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング
電話番号 0120 - 073 - 533
ホームページ・アドレス www.ubs.com/jp/ja

（以下「UBS証券」または「日本における販売会社」ということがあります。）

（ ）UBS証券株式会社のウェルス・マネジメント本部の事業が会社分割され、2021年8月10日からは分割先であるUBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社が承継した業務を開始する予定です。このため、同日以降、本書におけるUBS証券株式会社に関する記載は、UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社と読み替えられるものとします。また、申込取扱場所は、以下の通り変更となる予定です。以下同じです。

UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング
電話番号 03 - 5293 - 3100

ホームページ・アドレス <https://www.ubs-sumitrust.com/>

（以下「UBS SuMi TRUST」または「日本における販売会社」といいます。）

<訂正後>

UBS証券株式会社（ ）東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング
電話番号 0120 - 073 - 533
ホームページ・アドレス www.ubs.com/jp/ja

（以下「UBS証券」または「日本における販売会社」ということがあります。）

（ ）UBS証券株式会社のウェルス・マネジメント本部の事業が会社分割され、2021年8月10日からは分割先であるUBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社が承継した業務を開始しました。このため、同日以降、本書におけるUBS証券株式会社に関する記載は、UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社と読み替えられるものとします。また、申込取扱場所は、以下の通り変更となりました。以下同じです。

UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング
電話番号 03 - 5293 - 3100

ホームページ・アドレス <https://www.ubs-sumitrust.com/>

（以下「UBS SuMi TRUST」または「日本における販売会社」といいます。）

（10）払込取扱場所

<訂正前>

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目2番1号

Otemachi Oneタワー

() 2021年8月10日以降、払込取扱場所は、以下の通り変更となる予定です。以下同じです。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号丸の内永楽ビルディング

<訂正後>

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目2番1号

Otemachi Oneタワー

() 2021年8月10日以降、払込取扱場所は、以下の通り変更となりました。以下同じです。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号丸の内永楽ビルディング

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(2) 投資対象

<訂正前>

サブ・ファンドは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017/1131（以下「マネー・マーケット・ファンド（MMF）規則」といいます。）により定義されているマネー・マーケット・ファンドです。

（中略）

サブ・ファンドは、個々のサブ・ファンドの投資方針に別段の規定がある場合を除き、自身の純資産額の10%を上限として、既存のマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、パフォーマンス評価の参考として、以下のベンチマークを使用します。

（中略）

ESGインテグレーション

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドを「ESG統合型ファンド」に分類しています。投資運用会社は、投資プロセスにサステナビリティを組み込みつつ投資家の財務上の目標を達成することを目指します。投資運用会社は、サステナビリティを、発行体の長期的なパフォーマンスに寄与する投資機会の創出およびリスクの軽減を図りながら事業慣行の環境面、社会面およびガバナンス面（ESG）の要因を活用する能力（以下「サステナビリティ」といいます。）と定義しています。投資運用会社は、これらの要因を考慮すればより十分な情報を得た上での投資決定が実現されと考えています。ESG統合型ファンドは、投資ユニバースが絞り込まれていることがある、ESG特性を推進している投資信託またはサステナビリティもしくはインパクトにおける具体的な目標を有する投資信託とは異なり、財務パフォーマンスを最大化することを主に目指す投資信託であり、そのためESGの諸側面が投資プロセスにおけるインプット要因となっています。アクティブ運用を行うすべての投資信託に適用される投資ユニバースの制限は、サステナビリティ・エクスクリュージョン・ポリシーに取り込まれています。該当する場合、さらなる強制力のある要因がサブ・ファンドの投資方針において概説されます。

（中略）

サステナビリティ・エクスクリュージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、すべてのアクティブな投資戦略に適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものであり、ひいてはアクティブ運用を行う投資信託の投資ユニバースを制限するものです。

（中略）

サステナビリティに関する年次報告

（中略）

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類しています。

一般的リスク情報

（中略）

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるファンドは、一流の短期金融商品および残存期間が短いかまたは高い流動性を有する変動利付証券からなる分散されたポートフォリオへの投資を望む投資家に適しています。

<訂正後>

UBSアセット・マネジメントは、各サブ・ファンドを、サステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類しています。各サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則（EU）2019 / 2088第8条（1）に該当します。

サブ・ファンドは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017 / 1131（以下「マネー・マーケット・ファンド（MMF）規則」といいます。）により定義されているマネー・マーケット・ファンドです。

（中略）

サブ・ファンドは、個々のサブ・ファンドの投資方針に別段の規定がある場合を除き、自身の純資産額の10%を上限として、既存のマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

発行体は、5の基準（1 - 極めて低い、2 - 低い、3 - 普通、4 - 高い、5 - 極めて高い）を用いて発行体を評価する企業自身のESGリスク勧告を用いてESGリスクについて評価を受けます。各サブ・ファンドは、UBS ESGリスク勧告全体が1から3の間にあり、サステナビリティ・フォーカス・ファンドにとって受け入れ可能なリスクであるとみなされる場合を除き、概して、（ESG統合の項に記載される）ESGリスク・ダッシュボードにおいて特定されるリスクのある企業発行体を除外します。

ポートフォリオ・マネージャーは、強力な環境的および社会的特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体を特定するために、UBS ESGコンセンサススコアを用います。かかるUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均です。プロバイダー1社からのESGスコアデータのみに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの妥当性の信頼性を向上させます。

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス（ESG）に関して、かかる発行体のパフォーマンス等持続可能性要因を評価します。かかるESG特性は、発行体の業務の主要分野およびESGリスク管理の効率に関連します。環境および社会要因には、（とりわけ、）環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、雇用基準やサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、職業安全衛生、製品安全性ならびに贈収賄および腐敗防止ガイドラインが含まれる可能性があります。

各サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア（1～10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル）を有します。サブ・ファンドの投資対象の51%以上は、UBS ESGコンセンサススコアの6から10を有します。すなわち、サブ・ファンドは、環境的特性、社会的特性およびコーポレート・ガバナンス特性を促進します。

一般投資方針に記載されるサステナビリティ排除方針に加えて、各サブ・ファンドはまた、社内分析が重大なマイナスの社会または環境リスクを伴うものとして強調する製品の製造または事業活動を行っている企業またはセクターを除外します。関連するサブ・ファンドは、タバコの生産、賭博、風俗、通常兵器または石炭により主な収益を得る企業または石炭ベースの電力を使ってその主な収益を得る企業への直接的な投資を行いません。

関連するサブ・ファンドは、確実な是正措置を講じずに、国連グローバル・コンパクトの原則に違反する企業への直接的な投資を行いません。

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、パフォーマンス評価の参考として、以下のベンチマークを使用します。

（中略）

ESGインテグレーション

投資運用会社は、投資プロセスにサステナビリティを組み込みつつ投資家の財務上の目標を達成することを目指します。投資運用会社は、サステナビリティを、発行体の長期的なパフォーマンスに寄与する投資機会の創出およびリスクの軽減を図りながら事業慣行の環境面、社会面およびガバナンス面（ESG）の要因を活用する能力（以下「サステナビリティ」といいます。）と定義しています。投資運用会社は、これらの要因を考慮すればより十分な情報を得た上での投資決定が実現されると考えています。ESG統合型ファンドは、投資ユニバースが絞り込まれていることがある、ESG特性を推進している投資信託またはサステナビリティもしくはインパクトにおける具体的な目標を有する投資信託とは異なり、財務パフォーマンスを最大化することを主に目指す投資信託であり、そのためESGの諸側面が投資プロセスにおけるインプット要因となっています。アクティブ運用を行うすべての投資信託に適用される投資ユニバースの制限は、サステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシーに取り込まれています。該当する場合、さらなる強制力のある要因がサブ・ファンドの投資方針において概説されます。

（中略）

サステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクリージョン・ポリシーは、サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外（エクスクリージョン）事項を定めたものです。

（中略）

サステナビリティに関する年次報告

（中略）

サステナビリティ・フォーカス／インパクトファンド

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンドに分類しています。サステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンドは、ESG特性を促進するか、または投資方針に定められる特定のサステナビリティ目標を有します。

一般的リスク情報

（中略）

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるファンドは、一流の短期金融商品および残存期間が短いまたは高い流動性を有する変動利付証券からなる分散されたポートフォリオへの投資を望む投資家に適しています。本サブ・ファンドは、環境面および／または社会面の特性を促進します。

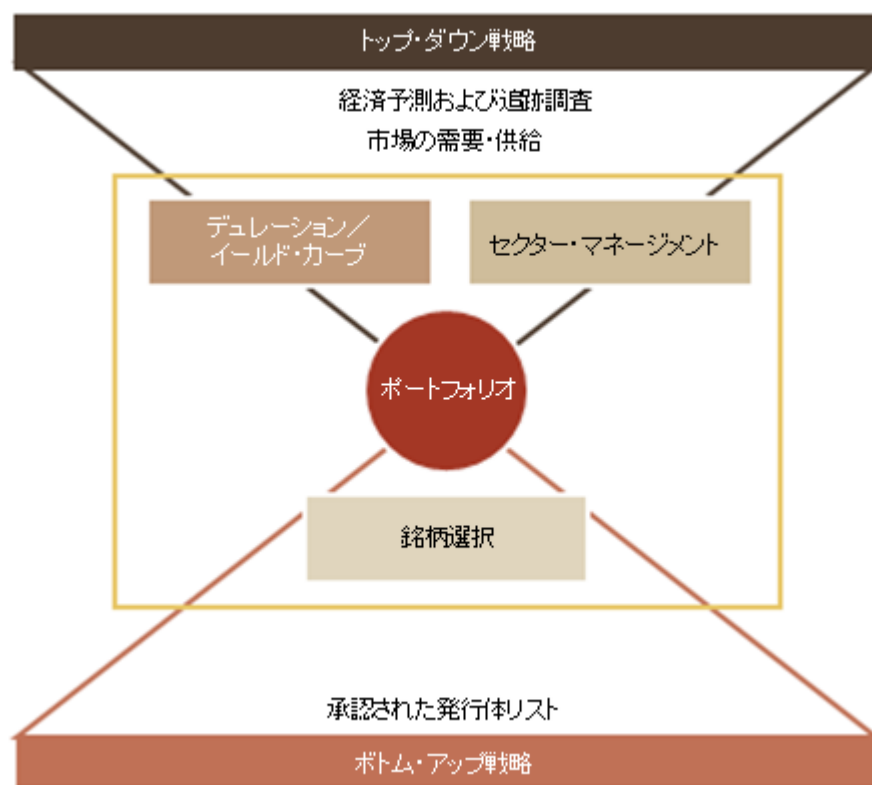
(3) 運用体制

<訂正前>

(前略)

() 投資決定プロセス

(中略)



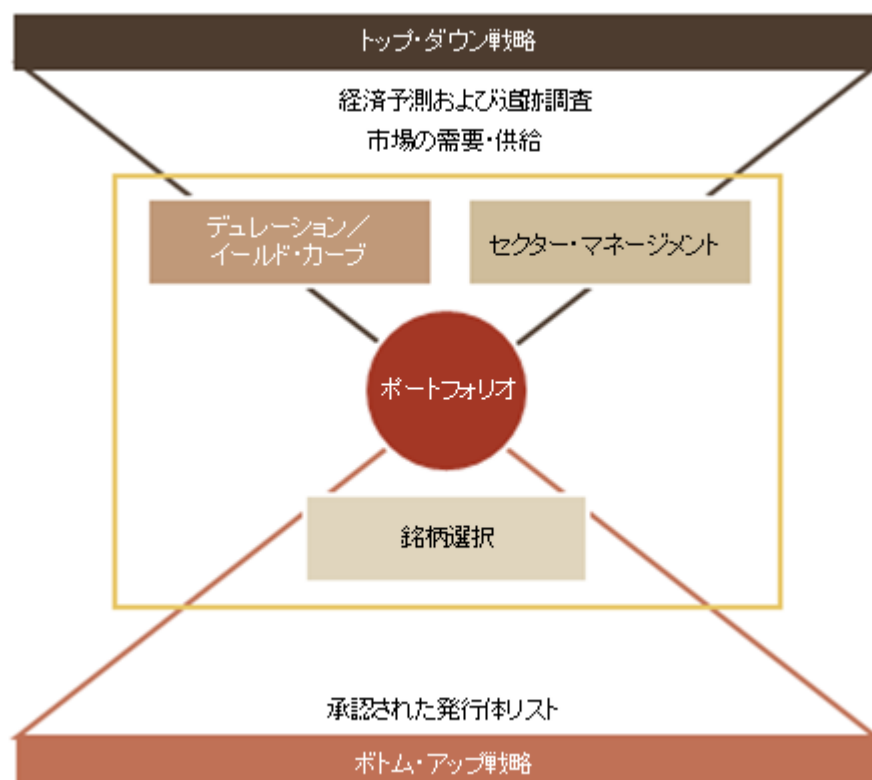
(後略)

<訂正後>

（前略）

（ ）投資決定プロセス

（中略）



ポートフォリオの発行体は、5の基準（1 - 極めて低い、2 - 低い、3 - 普通、4 - 高い、5 - 極めて高い）を用いて発行体を評価する企業自身のESGリスク推奨を用いてESGリスクについて評価を受けます。ポートフォリオは、UBS ESGリスク推奨全体が1から3の間にあり、受け入れ可能なリスクであるとみなされる場合を除き、概して、（ESG統合の項に記載される）ESGリスク・ダッシュボードにおいて特定されるリスクのある企業発行体を除外します。

ポートフォリオへの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア（1～10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル）を有します。ポートフォリオへの投資の51%以上は、UBS ESGコンセンサススコアの6から10を有し、ポートフォリオが、環境的特性、社会的特性およびコーポレート・ガバナンス特性を促進することを示しています。

各サブ・ファンドはまた、社内分析が重大なマイナスの社会または環境リスクを伴うものとして強調する製品の製造または事業活動を行っている企業またはセクターを除外します。ポートフォリオは、タバコの生産、賭博、風俗、通常兵器または石炭により主な収益を得る企業または石炭ベースの電力を使ってその主な収益を得る企業への直接的な投資を行いません。

（後略）

（５）投資制限

<訂正前>

各サブ・ファンドの投資について、以下の条件が適用されます。

（中略）

２．リスク分散

（中略）

2.2 2.1項に記載された上限にかかわらず、各サブ・ファンドは、その純資産額の15%を超えて以下を組み合わせて単一発行体に投資することができません。

- かかる機関が発行した短期金融商品、証券化商品およびA B C P
- かかる機関への預金、ならびに／または
- かかる機関と取引を行うOTC派生商品

（後略）

<訂正後>

各サブ・ファンドの投資について、以下の条件が適用されます。

（中略）

２．リスク分散

（中略）

2.2 2.1項に記載された上限にかかわらず、各サブ・ファンドは、その純資産額の15%を超えて以下を組み合わせて単一発行体に投資することができません。

- かかる機関が発行した短期金融商品、証券化商品およびA B C P
- かかる機関への預金、ならびに／または
- かかる機関とのOTC派生商品契約

（後略）

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 訂正前 >

（前略）

（４）UBS証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

（中略）

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき日本において第一種金融商品取引業を行っています。

（ ）UBS証券株式会社のウェルス・マネジメント本部の事業が会社分割され、2021年8月10日からは分割先であるUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社が承継した業務を開始する予定です。このため、同日以降、本書におけるUBS証券株式会社に関する記載は、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社と読み替えられるものとします。分割先の商号、資本金の額および事業の内容は、以下のとおりです。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

（イ）資本金（株主資本）の額

2021年6月末日現在、5,000万円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行います。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

（４）UBS証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

（中略）

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき日本において第一種金融商品取引業を行っています。

（ ）UBS証券株式会社のウェルス・マネジメント本部の事業が会社分割され、2021年8月10日からは分割先であるUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社が承継した業務を開始しました。このため、同日以降、本書におけるUBS証券株式会社に関する記載は、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社と読み替えられるものとします。分割先の商号、資本金の額および事業の内容は、以下のとおりです。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

（イ）資本金（株主資本）の額

2021年9月末日現在、5,165百万円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行います。

（後略）